

湯河原町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年 3 月 3 / 日

湯河原町長 内藤喜文

### 湯河原町条例第 3 号

湯河原町税条例の一部を改正する条例

湯河原町税条例（昭和51年湯河原町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第28条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の湯河原町税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。